MANAGEMENT POST

Vol.32-02

www.yanagisawakaikei.net.

Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003　長野県茅野市本町西 1-40

TEL：0266-72-5060　FAX：0266-72-5063

確定申告の初日提出ご協力のお願い

今年も所得税確定申告の季節がやってまいりました。

弊社では例年通り令和３年２月１６日（火）の「受付初日提出」を目標に取り組んでおります。ご多忙の中恐れ入りますが皆さまのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ納税猶予制度もあります。国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大１年間、納税が猶予される制度です。

特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。詳細につきましては担当者までお尋ねください。

２０２１年経営革新オンラインセミナー実施しました

新春恒例となりました『経営革新新春セミナー』ですが今回はコロナ禍ということで初の試みとしてZoom を使ったオンラインセミナー(ウェビナー)で開催しました。

想定以上の多くの方に参加をしていただきましてありがとうございました。会場で行うセミナーとは異なる運営方法となり、チェック項目も多岐に渡りましたが、機材トラブルもなくスムーズに運営することが出来ました。

今回は３部構成で「我々が今やるべきこと」「令和２年分の所得税確定申告におけるポイント」「働き方改革の現在地」というテーマで講演をさせていただきました。

インターネット環境さえあればどこでも視聴可能なオンラインセミナーで行うことによって『時間や場所の都合で参加が難しかったセミナーに参加できる』、『会場までの移動時間や交通費がかからない』、『チャット機能で、他の参加者や講師対面でのセミナー同様にコミュニケーションが取れる』等 運営側と同様に、参加者にとっても時間と場所の制約がないのは大きなメリットです。

～贈与税の非課税制度②～

■ 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から贈与を受けた場合には、その金額のうち1,500万円までの金額に相当する部分については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります。

➢ **特例の適用を受けるにあたっての注意点**

① 本制度で贈与された財産が使いきれずに余ってしまった場合は、使いきれなかった分に贈与税が課税されます。

② 贈与者の死亡前3年以内にされた贈与（平成31年4月1日以後に贈与されたもの）のうち、使いきれなかった分を相続等によって取得したものとみなされます。ただし、受贈者が贈与者の死亡日において、（ⅰ）23歳未満である場合、（ⅱ）学校等に在学している場合又は（ⅲ）教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合は、相続等によって取得したものとはみなされません。

③ 信託等をする日の属する年の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下であること

➢ **令和3年度税制改正大綱改正点**

次の措置を講じた上、令和5年3月31日まで2年延長される。

① 契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額(注)を、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなす。

(注)贈与者の死亡日における管理残額は、取扱金融機関の営業所等でご確認ください。

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

■ 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から贈与を受けた場合には、その金額のうち1,000万円までの金額に相当する部分については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります。

➢ **特例の適用を受けるための適用要件**

① 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫）であること

② 信託等をする日の属する年の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下であること

③ 金融機関等で手続きを行うこと

➢ **令和3年度税制改正大綱改正点**

一定の措置を講じた上、令和5年3月31日まで2年延長される。

（坂本憲彦）

税金・会計 Q&A

Q 令和２年分の所得税の確定申告も申告期限は、延長されるの？

令和３年２月１日の時点では、令和２年分の所得税の確定申告について、昨年のように一律で申告期限が延長されることは、予定されていません。

ただし、新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、期限延長が認められます。

＜国税の期限延長が認められる理由＞

次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります。なお、個別に期限延長を申請した場合には、申告等ができないやむを得ない理由等について、税務署からお尋ねがくる場合があります。

①税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと

②納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること

③次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと

・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

④納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること

⑤次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと

・感染症の患者に濃厚接触した疑いがある

・発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある

・基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある

⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが要請されていること

⑦感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

※上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

（橋本健治）

令和２年分 所得税の確定申告

■新型コロナ関連の給付金等の取扱い

令和２年は新型コロナ関連の給付金を受け取った方も多いと思います。給付金によって所得税の取扱いが異なります。

【課税されるもの】	【非課税のもの】
・持続化給付金	・特別定額給付金 （1 人 10 万円の給付）
・家賃支援給付金	
・休業要請協力金	
・雇用調整助成金　　等	・住宅確保給付金　　等

■チケット寄附税制（チケットの払戻しを受けない場合の税優遇）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けなかった方は、その金額分を「寄附」とみなし、税優遇が受けられます。

税優遇を受けたい場合、イベント主催者から証明書等を入手します。対象イベントは文化庁・スポーツ庁のホームページにアップされています。証明書等をもとに確定申告をすることで、税優遇が受けられます。

■確定申告特集

国税庁のホームページに「令和２年分確定申告特集」が設けられています。確定申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申告に関する情報や動画が紹介されています。

またスマートフォンでの申告や、マイナンバーカード方式による申告などの情報も掲載されています。

（北原隆幸）

コラム　～事務所の変化：BGM～

北原葉子

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて一年が経ちました。

マスクが不足し朝からドラッグストアに行列ができたり、デマにより店頭からトイレットペーパーがなくなったり、アベノマスクが話題となったり、そんな話題もなんだか随分と前の出来事のように感じるほど、仕事でもプライベートでも変化への対応を余儀なくされ、あっという間に時間が過ぎたように思われます。

年明けから事務所の一階執務室でＢＧＭが流れるようになりました。オフィスでのＢＧＭは仕事への集中力を高め、さらに音楽がもたらすリラックス効果から従業員のストレス軽減につながるとされています。パソコンを打つ音、プリンターの音、電話の音などしか聞こえない張りつめた空気より少しリラックスして仕事に臨めるということでしょうか。

また、ある企業では終礼の時間に「ロッキーのテーマ」を流すことで残業時間を削減する効果があったというのをテレビで観たことがあります。

正直、今、自分の中でＢＧＭの効果があるのか、ないのか、よく自覚できていないところはありますが、ＢＧＭの音楽の力を信じ、これからの繁忙期を、そしてコロナ禍を乗り越えていきたいと思います。